

清須市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市地域生活支援事業実施要綱（平成18年清須市告示第40号。以下「実施要綱」という。）第2条第1項に掲げる事業のうち、移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業を行う者（以下「地域生活支援事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 地域生活支援事業者の登録を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 申請事業者の役員又はその事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。
- (3) 役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第5号の規定に該当する者があるとき。
- (4) 第6条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- (5) 障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合に、その指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- (6) 登録申請前5年以内に障害福祉サービス事業又は前条に掲げる事業（以下「事業」という。）に関し、不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (7) 役員等のうちに、前3号に該当する事業者の役員等であった者があるとき。

(地域生活支援事業者の登録)

第3条 申請事業者は、事業の種類及び事業を行う事業所ごとに、事業開設予定日の属する月の前月10日までに清須市地域生活支援事業者登録申請書（第1号様式）を清須市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請書を受理したときは、清須市地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準（令和3年清須市告示第 号。以下「基準」という。）によりその内容を審査し、登録の可否を決定したときは、その旨を清須市地域生活支援事業者登録承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録承認の通知を受けた申請事業者（以下「登録事業者」という。）は、その旨を当該登録に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。
（登録の有効期間）

第4条 前条の規定による登録の有効期間は、登録した日からその年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに福祉事務所長又は登録事業者から継続をしない旨の意思表示が行われなるときは、有効期間満了日の翌日において1年間登録を更新したものとみなす。

（変更の届出等）

第5条 登録事業者は、当該登録に係る事業所の名称等届出事項に変更があったときは、変更があった日から起算して10日以内に名称等届出事項変更届出書（第3号様式）により福祉事務所長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとする場合にあってはその廃止又は休止の日の1月前までに、休止した事業を再開した場合にあってはその再開の日から起算して10日以内に廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により福祉事務所長に届け出なければならない。

（報告等）

第6条 福祉事務所長は、地域生活支援給付費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者若しくは当該登録に係る事業所の従業者又は登録事業者であった者若しくは当該登録に係る事業所の従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の当該登録に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければ

ばならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第7条 福祉事務所長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第2条第2項の規定による登録を受けたとき。
- (2) 第2条第2項第2号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 当該登録に係る事業所の従業者の知識、技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- (4) 基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 前条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくはは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、当該登録事業者がその行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたと認められるときを除く。
- (7) 事業の実施に対して支払われる給付金の請求に関し不正があったとき。
- (8) 障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、当該指定が取り消されたとき又はその指定の全部若しくは一部の効力が停止されたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、事業の実施に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、地域生活支援事業者の登録等に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日までに実施要綱第2条第2項の規定により委託を受け、引き続き同年4月1日以降も継続する又は令和3年4月1日から同年6月30日までの間に事業開設を予定している地域生活支援事業者が登録申請する場合における第2条第1項の適用については、同項中「事業開設予定日の属する月の前月10日」とあるのは、「令和3年6月10日」とする。

(清須市地域生活支援事業実施要綱の一部改正)

3 清須市地域生活支援事業実施要綱（平成18年清須市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 第1項に掲げる事業のうち、移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業を実施しようとする事業者等は、当該団体の施設又は事務所及び事業の内容を福祉事務所に提出し、登録を受けなければならない。